

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

| | |
|---|---|
| <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p> | <p style="text-align: center;">今回の契約が左に該当することの説明</p> |
| <p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。</p> | <p>1 契約の概要 令和7年4月から6月に開催予定の全国都市緑化ぎふフェア（以下、「フェア」という。）における、会場運営・出展運営等業務を行う。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情の説明 フェアでは、全国から来場する観客に岐阜県の公園、花、緑のすばらしさを体感いただくことを目的としている。全国規模の本フェアの会場運営、出展運営を円滑かつ効果的に行うためには、価格競争ではなく、幅広い分野の専門知識や豊富な経験、企画力等業務遂行能力を有する事業者に委託する必要がある。 そのため、公募型プロポーザル方式を採用し、最も優秀な提案を行った者を選定して、随意契約を行うのが適当である。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明 プロポーザル評価会議で参加者によるプレゼン後、構成員3名による評価を行った。 評価の結果、各構成員の評価点に基づき算出した順位点の合計が最も低く、最低基準点（総評価点満点の6割）を満たし、かつ、提案総額が委託予定価格の範囲内であった「T・N・T会場運営・出展運営共同企業体（代表者：日本イベント企画株式会社）」を最優秀提案者とし、契約交渉の相手方に決定した。 以上から、上記の者は契約の相手方として適当である。</p> |